第一二類						
一二・〇一	採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物					
一二・〇二	大豆（割ってあるかないかを問わない。）					
一二〇二・三〇	落花生（煎ってないものその他の加熱による調理をしてないものに限るものとし、殻を除いてあるかないか又は割ってあるかないかを問わない。）					
一二〇二・四一	播種用のもの					
	その他のもの					
	殻付きのもの					
	採油用のもの					
	注　税関当局の監督の下で採油用の原料として使用するものに限る。					
一二〇二・四二	その他のもの					
	殻を除いたもの（割ってあるかないかを問わない。）					
	採油用のもの					
	注　税関当局の監督の下で採油用の原料として使用するものに限る。					
	その他のもの					
一二〇三・〇〇	コプラ					
一二〇四・〇〇	亜麻の種（割ってあるかないかを問わない。）					
一二・〇五	菜種（割ってあるかないかを問わない。）					
一二〇六・〇〇	ひまわりの種（割ってあるかないかを問わない。）					
一二・〇七	その他の採油用の種及び果実（割ってあるかないかを問わない。）					
一二・〇八	採油用の種又は果実の粉及びミール（マスタードの粉及びミールを除く。）					
一二・〇九	播種用の種、果実及び胞子					
一二・一〇	ホップ（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、粉砕し、粉状にし又はペレット状にしたものであるかないかを問わない。）及びルプリン					
一二・一一	主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する植物及びその部分（種及び果実を含み、生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、切り、砕き又は粉状にしたものであるかないかを問わない。）					
一二・一二	海草その他の藻類、ローカストビーン、てん菜及びさとうきび（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、粉砕してあるかないかを問わない。）並びに主として食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生産品（チコリー（キコリウム・イインテュブス変種サティヴム）の根で煎ってないものを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）					
一二〇二・一一	海草その他の藻類					
一二〇二・一二	食用に適するもの					
一二〇二・二九	その他のもの					
	ふのり属、あまのり属、あおのり属、ひとえぐさ属、とろろこんぶ属又はこんぶ属のもの					
	ふのり属のもの					
	その他のもの					
	その他のもの					
	その他のもの					
	てん菜					
	ローカストビーン（キャロブ）					
	さとうきび					
	チコリーの根					
	その他のもの					
	こんにゃく芋（アモルフォファルス）（切り、乾燥し又は粉状にしたものであるかないかを問わない。）					
	その他のもの					
一二一二・九一	穀物のわら及び殻（切り、粉砕し、圧縮し又はペレット状にしたものであるかないかを問わないものとし、調製したものを除く。）					
一二一二・九二	ルタバガ、飼料用のビートその他の飼料用の根菜類、飼料用の乾草、ルーサン（アルファルファ）、クローバー、セインホイン、飼料用のケール、ルーピン、ベッチその他これらに類する飼料用植物（ペレット状にしてあるかないかを問わない。）					
一二一二・九三						
一二一二・九四						
一二一二・九九						
一二一三・〇〇						
一二・一四						

第一三類						
一三・〇一	ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス					
一三・〇二	ラック、天然ガム、樹脂、ガムレジン及びオレオレジン（例えば、バルサム）					
	植物性の液汁及びエキス、ペクチン質、ペクチニン酸塩、ペクチン酸塩並びに寒天その他植物性原料から得た粘質物及びシックナー（変性させてあるかないかを問わない。）					
一三〇二・一一	植物性の液汁及びエキス					
	生あへん					
一三〇二・一二	甘草のもの					
一三〇二・一三	ホップのもの					
一三〇二・一九	その他のもの					
	飲料のもと					
	植物性の一種類の原料から得たもの					
	その他のもの					
	その他のもの					
一三〇二・二〇	ペクチン質、ペクチニン酸塩及びペクチン酸塩					
	植物性原料から得た粘質物及びシックナー（変性させてあるかないかを問わない。）					
一三〇二・三一	寒天					
一三〇二・三二	ローカストビーン若しくはその種又はグアーシードから得た粘質物及びシックナー（変性させてあるかないかを問わない。）					
一三〇二・三九	その他のもの					

第一四類						
一四・〇一	植物の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品					
一四〇一・一〇	主として組物に使用する植物性材料（例えば、穀物のわらで清浄にし、漂白し又は染色したもの、竹、とう、あし、いぐさ、オージア、ラフィア及びライム樹皮）					
一四〇一・二〇	竹					
一四〇一・九〇	とう					
	その他のもの					
	いぐさ、七島い（キュペルス・テゲティフォルミス）及び莞草（キュペルス・エクサルタトゥス）					
	その他のもの					
一四・〇四	植物性生産品（他の項に該当するものを除く。）					

第一五類						
一五・〇一	動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう					
一五〇一・一〇	豚脂（ラードを含む。）及び家きん脂（第〇二・〇九項又は第一五・〇三項のものを除く。）					
	ラード					
	酸価が一・三を超えるもの					
	その他のもの					
一五〇一・二〇	その他の豚脂					
	酸価が一・三を超えるもの					
	その他のもの					
一五〇一・九〇	その他のもの					
一五・〇二	牛、羊又はやぎの脂肪（第一五・〇三項のものを除く。）					
一五〇三・〇〇	ラードステアリン、ラード油、オレオステアリン、オレオ油及びタロー油（乳化、混合その他の調製をしてないものに限る。）					
一五・〇四	魚又は海棲哺乳動物の油脂及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）					
一五〇四・一〇	魚の肝油及びその分別物					